

人工授精	種付けの理論
一七	四

2 実習

実習		区分	科目	時間数
実習	人工授精			四五
	精液精子検査法			八
	発情鑑定			六
	生殖器解剖			四
	家畜の審査			七
	家畜の飼養管理			四

五 講習対象者

- 1 県内の畜産関係施設で研修を受けている者
- 2 広島県立大学又は県立広島大学の在学生で、学長の推薦するもの
- 3 広島県立農業技術大学の在学生で、学校長の推薦するもの
- 4 県内の畜産関係機関及び団体などの勤務者で、家畜改良増殖に関する業務を行っているもの

5 県内において家畜人工授精業務を行う予定の者

六 講習定員

三十人

七 講習手続

1 受講願の提出期限

平成二十五年一月二十四日（木）まで（土曜日、日曜日、休日、平成二十四年十二月三十一日（月）、平成二十五年一月二日（水）及び平成二十五年一月三日（木）を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）

郵送の場合は、一月二十四日までの消印があるものに限り受け付ける。

ただし、提出期限までに受講申込書が定員に達した場合は、その時点で受付を終了する。

2 受講願の提出先

広島県農林水産局畜産課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は住所地为所轄する家畜保健衛生所

郵送する場合は、封筒の表に「講習会受講願在中」と朱書すること。

なお、前記五２及び３に該当するものにあつては、学長又は学校長が取りまとめて提出すること。

八 受講手数料

一万七千八百円

この手数料は、一万七千八百円に相当する額の広島県収入証紙を受講願の所定の欄に貼って納めること。この広島県収入証紙には消印をしないこと。

また、この手数料は、県が発する納付書により納付することもできる。この場合は、当該額を納付した納付書の写しを受講願に添付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

九 受講及び修業試験の免除

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十四条の二の規定によつて受講及び修業試験の免除を受けようとする者は、細則第十二条の規定によつて、細則別記様式第三号の受講等免除願及び細則別記様式第四号による学科目取得証明書を受講願の提出期限までに提出すること。

十 受講者の決定

受講者を決定後、本人に通知する。

十一 合格者の公表

試験実施日から起算して一か月以内に合格者の氏名を広島県報に登載するとともに、本人に合格証を交付する。